近畿大学大学院法務研究科 法務専攻

目 次

I	認証評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-3
П	章ごとの評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-4
	第 1 章 教育の理念及び目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-4
	第 2 章 教育内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-5
	第 3 章 教育方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-10
	第 4 章 成績評価及び修了認定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-12
	第 5 章 教育内容等の改善措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-16
	第 6 章 入学者選抜等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-17
	第 7 章 学生の支援体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-20
	第 8 章 教員組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-22
	第 9 章 管理運営等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-25
	第 10章 施設、設備及び図書館等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-26
	第 11章 自己点検及び評価等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-28
<参	考> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-31
į	現況及び特徴(対象法科大学院から提出された自己評価書から転載)・・・・・・	2-(14)-33
ii	i 目的(対象法科大学院から提出された自己評価書から転載) ・・・・・・・・・	2-(14)-34
ii	i 自己評価書等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-(14)-35

I 認証評価結果

近畿大学大学院法務研究科法務専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

ただし、当該法科大学院の教育活動等の状況においては、基準6-2-2及び基準6-2-3を満たしておらず、速やかに是正される必要がある。

具体的な内容は、次のとおりである。

○ 入学者数が減少傾向にあり、入学定員と入学者数が大幅に乖離している状況を是正するよう、入学者 選抜について実効的な改善措置を速やかに講じる必要がある。【基準6-2-2】【基準6-2-3】

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 授業評価アンケートにおいて、各教員がリフレクションペーパーを作成し、これらは自習室に掲示され、また学生からの要望に対し、各教員が方策等を検討し改善に努めている。
- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の特待生制度(授業料全額免除又は半額免除)が整備されている。
- 高度専門職業人たる法曹を養成するという法科大学院の教育目的に応じて、実践的できめ細かな方法 を確保しながら高度の教育水準を維持し向上させるために、研究専念期間制度が導入されているととも に、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

○ 若手弁護士である学習指導教員による勉強会について、法科大学院の教育理念に抵触することがないよう、その指導内容の把握に努める必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 成績評価の考慮要素について、1授業科目において、合格者の平常点の成績が一律満点となっており、 平常点の成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員 に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、本試験と追試験の間で類似の問題が出題されており、追試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 自己点検及び評価について、適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整備し、それに基づいて 実施された自己点検及び評価の結果を公表する必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育上の理念・目的は、「①市民生活法曹の養成、②国際性豊かなビジネス法曹の養成」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育上の理念・目的に適った教育を実施するため、目指す法曹像に沿って 3年間の履修モデルを作成し、当該法科大学院の特色の一つである少人数教育によって綿密な教育及び学 生対応が行われている。

これらの授業における成績評価はおおむね厳格に実施され、修了認定もこのような厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1:重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育上の理念・目的を効果的に実現するために、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の4種の科目群を開設しており、法律基本科目群については、1年次で基礎的な内容を学び、2年次で応用・発展的な内容に進むとともに、実体法と手続法の統合の面から学修し、実務基礎科目群については、法曹となるための心構えとして重要な法曹倫理を入学初年度に学び、さらに訴訟実務に関する科目を、理論的教育がひととおり終了した3年次の段階で学ばせている。また、展開・先端科目群については、法学未修者が1年次に最も基本的な法律の学修を終えた後で、各々の興味にしたがって学習範囲を拡げていくことができるように、2・3年次の配当となっており、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、展開・先端科目群における多数の専門的かつ先端的な授業科目の開設、学生と教員との個人面談の実施、法学未修者を主な対象とした授業開始前の開講前補習、入学前推薦図書の指定等の措置がとられている。

2-1-2:重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4)展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1)法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2)法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟 実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ及び公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目、(3)基礎法学・隣接科目として、授業科目「法理学」、「法社会

近畿大学大学院法務研究科法務専攻

学」、「英米法」、「アジア法」、「比較法史」及び「会計学」、(4)展開・先端科目として、市民生活法曹に 関連する授業科目「消費者法」、「労働法」及び「労働法判例演習」等が、国際ビジネス法曹に関連する授 業科目「国際法A(国際人権法)」、「国際法B(国際法適用論)」及び「実践企業法務」等がそれぞれ開設 されている。

2-1-3:重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、 将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、授業科目「特別演習(捜査・公判の現代的課題)」の教育内容が法律基本科目の内容に当たるものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4:重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5:重点基準

基準2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- (1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。) 10 単位
- (2) 民事系科目(民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 32 単位
- (3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) 12 単位

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 12 単位、民事系科目 35 単位、刑事系科目 12 単位の合計 59 単位とされており、このうち1 単位は、法学未修者1年次の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6:重点基準

- (1) 基準2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
 - ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
- (2) (1) に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任 等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされている こと。

ア模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR (裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、 解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

- (3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、 他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
 - ア法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報 の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「要件事実論」

近畿大学大学院法務研究科法務専攻

及び「民事訴訟実務の基礎」(各2単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」(2単位)が、ローヤリングは授業科目「ロイヤリング」(2単位)が、クリニックは授業科目「リーガルクリニック」(2単位)が、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」(2単位)が、公法系訴訟実務の基礎は授業科目「公法系訴訟実務の基礎」(2単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、授業開始前のガイダンスの中で法学既修者を含む学生全員に指導が行われ、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟法演習」及び「刑事訴訟実務の基礎」、並びに選択必修科目である授業科目「民事弁護演習」及び「ロイヤリング」の中で適宜指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、臨床系の授業科目「エクスターンシップ」については、実務家教員と研究者教員との協議により、どの学生をどの法律事務所で研修させるかを決定し、授業科目「模擬裁判」においては実施要領の策定につき研究者教員が関与するほか、証人役としても研究者教員がかかわっており、授業科目「リーガルクリニック」においては、実際の法律相談に入る前に、まず研究者教員を相談者、実務家教員をオブザーバーとして模擬法律相談を行っており、模擬法律相談の内容等の進行について、実務家教員と研究者教員とが事前に協力している。

2-1-7:重点基準

基準2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8:重点基準

基準2-1-2(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する 十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9:重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定 に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条(単位)、第22条(1年間の授業期間)及び第23条(各授業科目の授業期間)の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

○ 展開・先端科目に配置されている授業科目「特別演習(捜査・公判の現代的課題)」について、教育内容が法律基本科目に当たるため、教育内容を展開・先端科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等 に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、40人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、基礎的な知識を涵養するため 双方向・多方向形式を基本としつつも、必要に応じて講義形式を組み合わせた授業が実施され、2年次以 降配当の授業科目においては、判例又は事例を学生に与え、事実関係の分析、問題発見及び問題解決等の 能力を養成するため、常に授業での発言の機会を確保することで、少人数による双方向的・多方向的な討 論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われて いる。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガルクリニック」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」においては、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を

受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の作成時における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、予習のための関連資料の事前提供、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備等が講じられている。

3-3-1:重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計 36 単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては42単位(うち6単位は法学未修者1年次の法律基本科目。)が上限とされており、2年次においては、38単位(うち2単位は授業科目「エクスターンシップ」。)が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1:重点基準

学修の成果に係る評価(以下「成績評価」という。)が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、6段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは履修要項及び「TKC法科大学院教育研究支援システム」上の電子掲示板に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、レポート・小テスト・平常点・期末試験・起案等としており、これらはシラバス及び成績評価基準として「TKC法科大学院教育研究支援システム」上の電子掲示板に記載され、学生に周知されている。

1授業科目において合格者の平常点が一律満点となっているものがあるものの、当該成績評価の基準に したがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価に対する異議申立て制度の整 備、教員間の成績分布データの共有等が講じられている。

成績評価の結果については、GPAランキング、成績分布表及び解答の指針・模範答案・優秀答案基準 等必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、採点時において受験者の匿名性を確保するなど、期末試験における実施方法について配慮されており、追試験については、1授業科目における追試験において期末試験と類似の問題が出題されているものの、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないようおおむね配慮されている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度(以下「進級制」という。)が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度(進級制)が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する取扱い等が

明確にされ、これらは履修要項に記載され、学生に周知されている。

4-2-1:重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目 について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみ なす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したもの とみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに 定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカ に定める単位数以上を修得していること。

 ア 公法系科目
 8単位

 イ 民事系科目
 24単位

 ウ 刑事系科目
 10単位

 エ 法律実務基礎科目
 10単位

 オ 基礎法学・隣接科目
 4単位

 カ 展開・先端科目
 12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準 2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

近畿大学大学院法務研究科法務専攻

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、95単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において修得した単位と合わせて、31単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 35 単位、刑事系科目 12 単位、法律実務基礎科目 12 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 12 単位を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、法律 基本科目以外の科目から計32単位を修得することとされており、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、当該大学法学部において出題された過去の試験問題が参照できるようになっており、類似した問題が出題されることのないよう配慮され、当該法科大学院法律科目試験問題を含む入学試験の過去問題はウェブサイトを通じて公表されており、また採点の際の匿名性が確保されるなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、商法(商法第三編海商及び保険法を除く)、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法について論文式試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、学部成績、語学・資格等の実績の評価等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目 試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、31単位を修得したものとみなしており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 成績評価の考慮要素について、1授業科目において、合格者の平常点の成績が一律満点となっており、 平常点の成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員 に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、本試験と追試験の間で類似の問題が出題されており、追試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「自己点検・評価委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生による授業アンケートが実施され、各教員がリフレクションペーパーを作成し、これらを自習室に掲示することにより学生からの要望に対応しているほか、ピア・レビュー(教員相互の授業参観)の実施、FD研修会の開催等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

○ 授業評価アンケートにおいて、各教員がリフレクションペーパーを作成し、これらは自習室に掲示され、また学生からの要望に対し、各教員が方策等を検討し改善に努めている。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章の基準のうち、基準6-2-2及び基準6-2-3を満たしていない。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育上の理念・目的に照らし、「本法科大学院の入学者選抜にあたっては、公平性、開放性、多様性を旨とし、多様なバックグラウンドを持ち、良き法曹となる資質を有する学生を広く受け入れます。(1)公平性を確保するために、本学出身者枠を設けるなどの優遇措置はいっさい講じず、志願者をすべて公平に扱います。(2)開放性、多様性を確保するために、学部段階での専門分野を問わず、多様なバックグラウンドを有する者を広く受け入れることとします。また、社会人等にも広く門戸を開放し、入学定員の3割以上の合格者を社会人や非法学部出身者から選抜することをめざします。」として設定され、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育上の理念・目的や入学者選抜の方法等の必要な情報が、ウェブサイト及びパンフレットを通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務(法学既修者の認定に係る 業務を含む。)を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、法科大学院長を責任者とする「入学者選抜委員会」が置かれ、小論文試験及び法律科目試験の出題、採点についてはそれぞれ複数の教員が法科大学院長より任命されて担当し、合格者の決定は、専任教員から構成される「入試判定会議」によって行われることとされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況(合格者数、出身大学、試験問題等)が公表されており、また、身体に障がいのある者に対しては、出願後の受験に関する注意事項の通知において、身体に障がいがあり、受験に際して特別の配慮を必要とする志願者は、事前に法科大学院事務課に申し出るよう周知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、文字等を拡大した試験問題の提供及び試験時間の延長等、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応が講じられており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4: 重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確か つ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前

近畿大学大学院法務研究科法務専攻

提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、標準(3年コース)法学未修者については小論文試験、短縮(2年コース)法学既修者については法律科目試験を行い、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対し出願時に提出を求めるプレゼンテーションシートに、資格・専門スキル(検定・免許・特技等)及び語学の記載欄が設けられており、当該欄に記載された内容についても評価の対象に加えるなど、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成 21 年度は約43%、平成 22 年度は約27%、平成 23 年度は約52%、平成 24 年度は50%、平成 25 年度は約18%であるものの、法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者に対して別途定員を設けること、別コースを設けて入学者選抜を行うことについて情報収集を行うなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容 定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は35人であり、収容定員120人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入は、定員充足率が、平成23年度、平成24年度及び平成25年度において50%を下回っており、所定の入学定員と乖離している状況にあるため、入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めているとはいえない。

6-2-3:重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入 学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成22年度から入学定員の変更(60人から40人に削減)が行われ、平成23年度入学者選抜から標準(3年コース)法学未修者と短縮(2年コース)法学既修者を独自に募集することとし、加えて各評価要素の配点の見直しを行い、平成25年度入学者選抜から募集回数を年2回から4回に変更し、平成26年度入学者選抜から入学定員を変更(40人から30人に削減)するなど、入学定員の見直しを含む取組が行われているとされているが、平成23年度、平成24年度及び平成25年度において入学定員充足率が50%を下回っており、当該状況を改善する取組が適宜行われているとはいえない。

以上の内容を総合し、「第6章の基準のうち、基準6-2-2及び基準6-2-3を満たしていない。」 と判断する。

2 指摘事項

【是正を要する点】

○ 入学者数が減少傾向にあり、入学定員と入学者数が大幅に乖離している状況を是正するよう、入学者 選抜について実効的な改善措置を速やかに講じる必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育上の理念・目的に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、年度開始時におけるガイダンスの実施、クラス担任による個別学習相談等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前に教員による各法分野の学習の内容、実務家教員による法曹経験者としてのメッセージ、在学生からの法科大学院での学習の様子を伝えるメッセージを電子メールで配信するなど、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、授業開始前に 開講前補習を実施し、法学における基本的な考え方を学修させるとともに、法科大学院における双方向・ 多方向授業を経験させることを目的として、学習の仕方のほか、憲法・民法・刑法の法律基本科目につい て基礎的な内容の授業を行っており、さらに推薦図書を指定し周知するなど、学習支援において特段の配 慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日・時限が履修要項に掲載され、学生に周知されている。

このほか、若手弁護士が学習指導教員として、新入学生(法学未修者及び法学既修者)のチューターになり、入学直後の勉強スタイルの確立を目的とした個別指導を実施し、また勉強会における教育補助者の指導内容について、法科大学院の教育理念に抵触することがないよう指導内容を組織として把握するなどの取組が十分ではないものの、全学年を対象に学年ごとに、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の勉強会を隔週開催するなど、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援 体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金 等に関する情報の提供がなされるとともに、学費の延納制度、当該法科大学院独自の特待生制度(成績優 秀者への授業料全額免除又は半額免除)制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、保健管理センターにおける健康相談、応急手当、カウンセリング、 健康診断及び医療機関への紹介、また全学的な組織であるハラスメント防止相談員による対応がなされて いるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

- 7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。
 - (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
 - (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、全館バリアフリーになっており、点字ブロック、障がい者用の駐車スペース、エレベーター、トイレ

等、整備充実に努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、当該法科大学院の教職員が委員に参画する全学の組織である「近畿大学障がい学生支援委員会」において障がいの種類や程度に応じて支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、実務家教員を中心に構成するキャリア支援委員会を設置し、実務経験を踏まえた情報提供や相談に応じており、法曹以外の進路を選択する者に対しても、企業法務、税理士法人、監査法人、弁理士法人、公務員等、法科大学院で習得した分析能力、論理能力、知識を活用できる場の求人情報を提供し相談に応じており、また、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 法学未修者を対象に、授業開始前に開講前補習を実施し、法学における基本的な考え方を学修させる とともに、法科大学院における双方向・多方向授業を経験させることを目的として、学習の仕方のほか、 憲法・民法・刑法の法律基本科目について基礎的な内容の授業を行っている。
- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の特待生制度(授業料全額免除又は半額免除)が整備されている
- 当該法科大学院は、身体に障がいのある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーに なっている。

【留意すべき点】

○ 若手弁護士である学習指導教員による勉強会について、その指導内容の把握に努めるなど法科大学院 の教育理念に抵触することがないよう配慮する必要がある。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1:重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2: 重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、法科大学院教員選考基準が制定されて おり、採用・昇任手続においては法科大学院長が専門分野の教員との協議を踏まえて発議し、「人事教授会」 で選任された3人の審査委員による審査を経て、「人事教授会」で決定する方法がとられている。

また、兼担教員及び兼任教員の採用に関しても、当該教員の担当科目の教育能力に重点を置きつつ、専任教員の任用基準に準じて判断するものとし、関係専門分野の教員による選考及び「教務委員会」における調整を経て、「人事教授会」において審議・決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1:重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員 12 人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育上の理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2: 重点基準

法律基本科目 (憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法) については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員 (専ら実務的側面を担当する教員を除く。) が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法)については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から70歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目及び法律実務基 礎科目とされており、そのうち必修科目の授業は、約8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4: 重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員10年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員(みなし専任教員を含む。)のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間 20 単位以下であり、 適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、高度専門職業人たる法曹を養成するという法科大学院の教育目的に応じて、 実践的できめ細かな教育方法を確保しながら高度の教育水準を維持し向上させるために、専任教員に対す る研究専念期間制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

近畿大学大学院法務研究科法務専攻

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に 置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法学部・法科大学院 事務部に「法科大学院事務課」が置かれ、専任職員及び契約職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。
- 高度専門職業人たる法曹を養成するという法科大学院の教育目的に応じて、実践的できめ細かな教育 方法を確保しながら高度の教育水準を維持し向上させるために、研究専念期間制度が導入されており、 専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議(以下「法科大学院の運営に関する会議」という。)及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法科大学院長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任の教授及び准教授(みなし専任教員を含む。)により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「法科大学院事務課」を法学部・法科大学院事務 部に設置しており、法学部・法科大学院事務部事務長を長として、「法科大学院事務課」には専任職員2人、 契約職員2人の職員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、法科大学院では定例教授会及び臨時教授会において審議した内容・意見等を、教授会運営に関する細則に基づき学長・理事長に報告することとされており、その報告時に意見等を述べるなど、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に 必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられている こと。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室(法廷教室、リーガルクリニック室)、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び実習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室のうち1室には、ビデオやDVD等のAV設備、プロジェクターが配備され、マルチメディア対応教室にはAV設備のほかに授業収録システム、サテライトシステム等が配備されているほか、多くの教室については、授業科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようなレイアウトで授業を行えるよう移動式の机が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、複写機及びプリンタが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して「TKC法科大学院教育研究支援システム」、法科大学院図書室に収蔵されている法令、判例、文献及び外国法等の法情報データベースの検索等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法科大学院図書室が整備されている。法科大学院図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられているほか、リーガルクリニック等の教育に利用可能な実務的内容の資料を備えるように配慮しており、また専用の入退室カードによる入室等の管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、複写機、プリンタ等が整備されている。また、法科大学院図書室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、全学生にノートパソコンが貸与され、自習室からパソコンを利用して図書・資料・判例の検索が可能であるほか、自習室と法科大学院図書室が同一の建物内にあるなど、自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行う ことのできる非常勤講師室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されて いる。

教員が学生と面談することができる施設については、専任教員は教員研究室、非常勤教員は非常勤講師室が整備されており、またリーガルクリニック室を使用していない時間帯は、当該室を学習指導室として利用できるなど、独立したスペースが確保されている。

このほか当該法科大学院の修了者には、修了者専用の自習室が設けられており、また法科大学院図書室の利用も認められている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 法科大学院図書室に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されている。
- 自習室において、パソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、法科大学院図書室と同一の建物にあるなど、自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。

【特色ある点】

- 全学生にノートパソコンを貸与している。
- 当該法科大学院の修了者には、修了者専用の自習室が設けられており、また法科大学院図書室の利用 も認められている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1:重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価(以下「自己点検及び評価」という。)を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、評価項目として「学生の在籍状況」が設定されていないものの、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」に関する内容を含む評価項目が設定され、「学生の在籍状況」及び「修了者の進路及び活動状況」については、「自己点検・評価委員会」が実施する自己点検及び評価には含まれていないものの、教授会及びFD研修会で分析又は検証等がなされ、おおむね設定された評価項目に基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、教授会で報告し、主にFD研修会で改善方法等につき協議・検討しているほか、課題の内容に関連する委員会(例えばカリキュラム関係であれば教務委員会)及び自己点検・評価委員会が連携協力して改善方法を検討しているなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及 び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図 ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が、「学生の在籍状況」及び「修了者の進路及び活動状況」については公表されていないものの、「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じておおむね公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット、学生募集

要項等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、法科大学院長、各種委員会及び「法科大学院事務課」において収集され、法科大学院事務課内及び倉庫に保管されている。

以上の内容を総合し、「第11章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

○ 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

【改善すべき点】

○ 自己点検及び評価について、適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整備し、それに基づいて 実施された自己点検及び評価の結果を公表する必要がある。

く参 考>

i 現況及び特徴(対象法科大学院から提出された自己評価書から転載)

1 現況

- (1) 法科大学院(研究科・専攻)名 近畿大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地

大阪府東大阪市

(3) 学生数及び教員数(平成25年5月1日現在)

学生数:35人

教員数:14人(うち実務家教員4人)

2 特徴

(1) 沿革と理念

本法科大学院が所属している近畿大学は、現在、本法科大学院、大学院 11 研究科、13 学部 48 学科、20 の研究所、3つの総合病院をもつわが国有数の私立総合大学である。 大正 14 年創立の大阪専門学校法律科・商科・政治科と、昭和18年創立の大阪理工科大学を母体として、昭和24年、新学制により近畿大学として設立された。法学教育については、昭和25年の法学部法律学科設置及び昭和40年の経営法学科設置以降、大学院法学研究科修士課程の設置、同博士課程の設置、とその教育活動の幅を広げてきた。さらに平成16年に、今般の司法制度改革の一環として構想された法科大学院を設置するに至った。

本学は「人格の陶冶と実学教育」という建学精神を有し、また「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成する」という教育理念を掲げている。これに基づき法学部では、実学重視の法学教育を実践し、法律学科と経営法学科の2学科を設け、実社会の需要に応じた法律専門職や法的素養を備えた社会人の養成をめざしてきた。平成16年度からは、教育内容をより拡充発展させるために経営法学科を政策法学科に名称変更した。さらに、当初は全国的にも数少なかった法廷教室を設置し、国家試験研修所(司法試験部門・公務員試験部門)を開設するなど施設の整備に努めてきた。

本法科大学院は、こうした教育的伝統と豊かな制度的 資産を引き継ぎながら、時代の要請に応える新たな実学重 視の専門教育をめざし、これに取り組もうとするものであ る。

(2) 目的

国際化の時代を迎え、複雑化・多様化した今日の社会に おいて、各種法的問題を「法の支配」の理念に基づき迅速、 適切に処理するための社会的基盤の整備が求められている。 法科大学院構想は、このための人的基盤の整備にかかわる ものである。

本法科大学院は、このような社会的要請のもとで設置さ

れ、前述のような、本学の建学精神と教育理念を尊重しつつ、幅広い教養と専門的知識、また、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座を持ち、チャレンジ精神旺盛な法曹を養成することを、その目的としている。

(3) 特徴

(ア) 密度の高い少人数教育

本法科大学院は、入学定員を 40 名とし、密度の高い専門教育を行っている。司法制度改革がめざす新しい日本社会では、行政指導などの事前の個別規制に代えて、法的ルールに従った自由で創造的な個人や企業の活動が期待され、それを支える法曹も創造的な権利実現とルール作りを可能にする能力を身につける必要がある。そのために、授業では、基本的な知識のみならず、専門的かつ高度な学問的内容の教材も用い、徹底した双方向・多方向の授業により、柔軟で創造的な思考の鍛錬をしている。

他方で、基本的な知識の習得のために、様々な補習や 学習会、学習指導教員やティーチング・アシスタントの採 用、クラス担任制、インターネットによる学習支援システ ムの整備など、多様な教育支援体制を整えている。

(イ) 地域社会への貢献

本法科大学院の位置する東大阪には、人工衛星の独自 開発計画などの高度な技術を有し、世界に羽ばたく中小企 業が多く存在している。従来看過されがちであった、その ような企業に対する法的支援は、今後の重要な課題の一つ である。本法科大学院は、そのような領域で活躍しうる人 材を養成するとともに、かかる国際性を備えた地域の法的 拠点となることをめざし、地域社会の発展に貢献しうる科 目を開設し、リーガルクリニックを実施している。

(ウ) 教育方法の改善と教職員の連携

学生による授業評価アンケートや、ピア・レヴューの実施、FD (ファカルティ・ディベロップメント) 研修会の開催により、新しい法科大学院での教育のあり方について現状分析をした上で、教職員間で相互に積極的に議論し、研鑽を積んでいる。教員組織も小規模であり、法科大学院の開設に向けて協力してきた事務部との緊密な連携もあり、組織全体において、司法制度改革の理念や本法科大学院の教育理念・目的に対する深い理解が共有されている。

(エ) 施設の充実

本法科大学院の施設は、法科大学院開設と同時に完成 した新校舎の8階・9階・10階にあり、様々な機器を備え 付けたマルチメディア教室や演習室、個人専用のデスクを 置いた自習室、専門の司書を置いた図書室を擁するなど、 教育目的の実現にふさわしいものとなっている。自習室や 図書室は学生の24時間利用が可能である。

ii 目的(対象法科大学院から提出された自己評価書から転載)

1 教育理念と基本目的

前述のように、本学の建学の精神は、「人格の陶冶と実学教育」であり、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」をその教育理念としている。本法科大学院は、このような建学精神と教育理念を踏まえつつ、今般の司法制度改革という国家的事業の一環として、将来の日本において「法の支配」を実現するために不可欠な人的基盤としての法曹を養成する専門職大学院として設置された。これまで法的サービスの観点からは看過されてきた地域や生活関係にも、必要かつ適切な法的救済を与え、個々人が自由でありかつ公正な社会が実現されていくために専門的能力を発揮し、またこれからの国際化時代に備えるために、幅広い教養と高い識見、また、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座をもち、チャレンジ精神旺盛な法曹を養成することを基本目的としている。

2 養成しようとする法曹像

この教育理念と基本目的の下に、具体的には次のような法曹養成をめざしている。

(1) 市民生活法曹の養成

法曹には、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力などの基本的 資質が求められる。本法科大学院では、非法学部出身者や社会人にも開かれた選抜方法をとることで社会の中から多様で幅の広い人材を確保するとともに、少人数の双方向・多方向授業による法学教育を通じて、これらの基本的資質の涵養をはかり、「国民の社会生活上の医師」にふさわしい法曹(市民生活法曹)の養成をめざしている。

グローバル化が進んだ今日においては、国内外の動向を視野に入れ、個人、企業、行政、政治をはじめとする幅広い分野で高度の専門性をもって活躍する信頼される法曹が強く求められている。また、これまで日本では司法の過疎が放置されてきたが、全国どの街でも市民が適切な法的救済を受けられるような社会となることも強く要請されている。この要請に応える社会生活上の医師としての法曹の養成は、まさに「信頼される人の育成」という本学の教育理念を実践するものに他ならない。

(2) 国際性豊かなビジネス法曹の養成

上記 (1) に述べた法曹として求められる基本的資質を前提に、本法科大学院では、さらに、国際性を備えた 法曹の養成をめざしている。わが国の社会・経済は、否応なく国際化を遂げているものの、法曹の国際化は十分 ではなく、今回の司法制度改革の遠因の一つもそこにあると考えられる。層の厚い法曹を背景とする諸外国の弁 護士サービスなどの進出に対抗していけるだけの能力を備えた、国際性豊かなビジネス法曹(国際ビジネス法 曹)の養成が必要である。

また、本学が位置する東大阪市とその周辺には、日本経済を牽引してきた世界で活躍する中小企業が多く存在する。このような立地環境にかんがみるとき、中小規模の企業の法的需要に十分応えられる法曹の養成も重要な目標でなければならない。経済活動の国際化に伴い、これらの企業も、従来型の法的紛争のみならず、国際的あるいは先端的分野の法的紛争に対して新たな対応を迫られている。これまで司法の容量不足のため、とりわけこれらの分野において十分な法的サービスが受けられなかった地域社会に対し、本法科大学院が世界に通用する法的サービスや情報を供給することのできる拠点となることも重要な役割であると考える。本法科大学院は、地域と国際的先端分野が結びついたような場面で活躍する法曹の養成をめざしている。これは、「実学」という建学の精神を実現するものである。

(3) 目的と理念などの公表

以上に述べた、司法制度改革にそった本法科大学院の設置の経緯、教育の基本的理念と目的、養成しようとする法曹像については、ホームページ上で明記して公表している。法科大学院への進学を考えている人や受験生や 入学予定者に対しては、説明会などの開催により、これらの教育理念などの理解をうながし、本法科大学院で教育を受けるのにふさわしい学生を迎えることができるように努めている。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト (評価事業) に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト http://www.niad.ac.jp/

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/

houka/no6_2_jiko_kinki_h201403.pdf